

附属資料

1	策定経過	102
2	総合計画審議会	106
3	総合計画用語解説	110

1 策定経過

◆2か年の策定経過

【平成 26 年度】

開催年月日	実施・開催事項	会議内容・テーマ等
7 月	○中学生・高校生アンケート調査の実施	—
8 月	○市民意識調査（まちづくりアンケート）の実施	—
平成 26 年 9 月 22 日(月)	○子ども未来プロジェクト第 1 回ワークショップ	【テーマ】 ・まちのお宝マップ、弱みマップをつくろう!!
10 月 26 日(日)	○子ども未来プロジェクト第 2 回ワークショップ	【テーマ】 ・まちの将来像と取組を考えよう!!
11 月 22 日(土)	○子ども未来プロジェクト第 3 回ワークショップ	【テーマ】 ・提案書にまとめよう!!
平成 27 年 1 月 17 日(土)	○関係団体懇談会	【テーマ】 ・分野別の課題と協働のまちづくり
1 月 25 日(日)	○市民懇談会 第 1 回	【テーマ】 ・施策を評価し、“強み”と“弱み”を共有しよう!!
2 月 7 日(土)	○市民懇談会 第 2 回	【テーマ】 ・重点的な取組を提案しよう!!
2 月 21 日(土)	○市民懇談会 第 3 回	【テーマ】 ・取組の役割分担を考えよう!!

【平成 27 年度】

開催年月日	実施・開催事項	会議内容・テーマ等
平成 27 年 5 月 8 日(金)	○第 1 回 下野市総合計画審議会	【内容】 ・会議等の公開について ・総合計画について ・国土利用計画について ・人口ビジョン・総合戦略について
6 月 26 日(金)	○第 2 回 下野市総合計画審議会	【内容】 ・第二次下野市総合計画基本構想(素案)について ・「下野市人口ビジョン」及び「下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定方針について

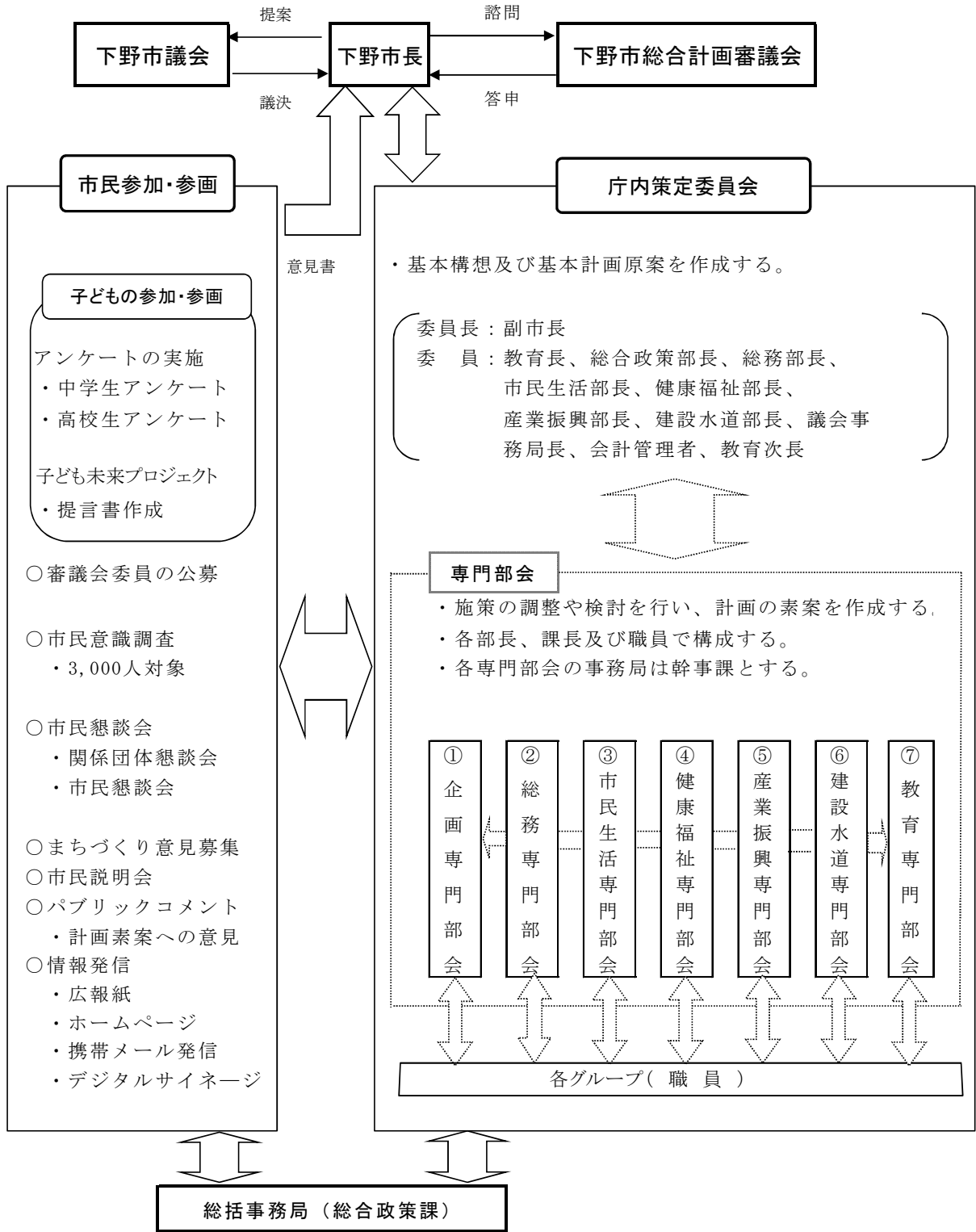
開催年月日	実施・開催事項	会議内容・テーマ等
平成 27 年 7月17日(金)	○第3回 下野市総合計画審議会	【内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・第二次下野市総合計画基本構想(第2次素案)について ・第二次下野市総合計画前期基本計画(素案)について(総論部分)
8月7日(金)	○第4回 下野市総合計画審議会	【内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・下野市の将来像について ・第二次下野市総合計画前期基本計画(素案)について(基本計画の構成) ・下野市人口ビジョン(案)について(序章下野市人口ビジョンの位置づけ、第1章人口の現状分析)
8月21日(金)	○第5回 下野市総合計画審議会	【内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・下野市の将来像について ・第二次下野市総合計画前期基本計画(素案)について(各論部分 目標1・4・6) ・下野市人口ビジョン(案)について(第2章人口の将来展望)
9月17日(木)	○第6回 下野市総合計画審議会	【内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・第二次下野市総合計画前期基本計画(素案)について(各論部分 目標2・3・5) ・下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について
9月30日(水)	○第7回 下野市総合計画審議会	【内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・第二次下野市総合計画基本構想(第3次素案)・前期基本計画(第2次素案)について ・下野市人口ビジョン(案)及び下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について ・第二次国土利用計画下野市計画(素案)について

開催年月日		実施・開催事項	会議内容・テーマ等
平成 27 年	11月5日(木)	○第8回 下野市総合計画審議会	【内容】 ・第二次下野市総合計画基本構想(第4次素案)・前期基本計画(第3次素案)の確定について ・下野市人口ビジョン及び下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略について ・審議会から市長への答申
	12月1日(火) ～ 12月28日(月)	○パブリックコメント	【内容】 ・第二次下野市総合計画基本構想(案) ・第二次下野市総合計画前期基本計画(案)のパブリックコメントの実施
	12月12日(土)	○市民説明会	【内容】 ・第二次下野市総合計画基本構想(案)・前期基本計画(案)に関する市民説明会(会場：ゆうゆう館)
平成 28 年	2月23日(火)	○下野市議会へ上程	【内容】 ・平成28年第1回定例会へ上程
	3月15日(火)	○下野市議会議決	【内容】 ・下野市議会の議決により、第二次下野市総合計画基本構想・前期基本計画の決定



総合計画審議会

◆策定体制



2 総合計画審議会

◆下野市総合計画審議会条例

平成 18 年 6 月 16 日

条例第 199 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、総合計画及び総合戦略に関し必要な調査及び審議をするため、下野市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(平 27 条例 23・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の策定、検証等に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項
(平 27 条例 23・追加)

(委員)

第 3 条 審議会の委員は、22 人以内をもって組織する。
2 委員は非常勤とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 市議会の議員
(2) 教育委員会の教育長又は委員
(3) 農業委員会の委員
(4) 学識経験を有する者
(5) 公募による市民
(平 27 条例 20・一部改正、平 27 条例 23・旧第 2 条線下)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。ただし、委員がその選任資格を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。
2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(平 27 条例 23・旧第 3 条線下・一部改正)

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、会務を総理する。
3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
(平 27 条例 23・旧第 4 条線下)

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。
2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(平 27 条例 23・旧第 5 条線下)

(意見の聴取)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
(平 27 条例 23・旧第 6 条線下)

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。
(平 20 条例 43・平 23 条例 1・一部改正、平 27 条例 23・旧第 7 条線下)

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
(平 27 条例 23・旧第 8 条線下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成 20 年 12 月 16 日条例第 43 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 23 年 3 月 4 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 27 年 3 月 20 日条例第 20 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在籍する場合においては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第 1 条による改正後の下野市総合計画審議会条例第 2 条の規定は適用せず、改正前の下野市総合計画審議会条例第 2 条の規定は、なおその効力を有する。
附 則(平成 27 年 3 月 20 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

◆下野市総合計画審議会名簿

任期：平成27年5月8日～平成29年3月31日

区分	役職	氏名 (敬称略)	備考
1号委員 (市議会議員)		おおしま まさひろ 大島 昌弘	下野市議会議員
		つかはら りょうこ 塚原 良子	下野市議会議員
		いそべ かよ 磯辺 香代	下野市議会議員
2号委員 (教育委員会)		みつはし あけみ 三橋 明美	下野市教育委員会委員
3号委員 (農業委員会)		たかだ けんいち 高田 憲一	下野市農業委員会会長
4号委員 (学識経験者)	会長	なかむら ゆうじ 中村 祐司	宇都宮大学国際学部教授
		えだ としお 江田 俊夫	下野市商工会理事
		たかやま かずのり 高山 和典	石橋商工会理事
		しばやま ゆきよし 柴山 征吉 (H27.5.8～H27.6.25) やまぐち とみお 山口 富男 (H27.6.26～H29.3.31)	小山農業協同組合理事
		ながやま しげお 永山 茂夫	宇都宮農業協同組合理事
		かわまた かずよし 川俣 一由	下野市自治会連絡協議会
		ますぶち やすこ 鱒渕 泰子	下野市社会福祉協議会評議員
		おぼた ようこ 小幡 洋子	栃木県男女共同参画地域推進員
		あかほ としひろ 赤穂 敏広	自治医科大学事務局長
		たかやま のぶお 高山 信夫	下野市PTA連絡協議会長
		おおつか ひろあき 大塚 裕明	足利銀行小金井支店長
		さまだ かおり 佐間田 香	えがおのたまご
5号委員 (公募)		すずい すけたか 鈴井 祐孝	公募委員
		まえはら やすひこ 前原 保彦	公募委員
	副会長	こじま つねお 小島 恒夫	公募委員
		しまだみのる 島田 実	公募委員

◆諮 問

下総政第 26 号
平成 27 年 5 月 8 日

下野市総合計画審議会会長 様

下野市長 広 瀬 寿 雄

第二次下野市総合計画の策定について（諮問）

第二次下野市総合計画を策定したいので、下野市総合計画審議会条例（下野市条例第 199 号）第 1 条の規定に基づき、次のとおり貴審議会に諮問します。

諮 問

下野市は、新市の将来像「思いやりと交流で創る新生文化都市」の実現に向けて、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な指針として、平成 20 年 3 月に「下野市総合計画」を策定し、以来、市としての基礎づくりと市民の満足感と一体感の醸成が図られるまちづくりを目指して各種施策を展開してまいりました。

現下野市総合計画が平成 27 年度をもって計画期間が終了することから、その成果を引き継ぐとともに、新たな発展を目指すため、次なる 10 年間の市の基本的な施策の方向等を示す「第二次下野市総合計画（平成 28 年度～37 年度）」を策定することといたしました。

日本は、今、高齢化率世界一、同時に出生率も世界最低水準で、経済成長を支える人口が減って、支えられる高齢者人口が急速に増加しております。東京への一極集中の是正と人口減少問題、地方の再生は、日本の将来を左右する国家的課題となり、各地方自治体は、それぞれの特性や地域資源を活かし、持続的に発展できるまちづくりへ向け、積極的な取組が求められております。

本市においても、将来、確実に訪れる少子高齢化の進展と人口減少の中で、市民の参加との協働のまちづくりを進め、下野市の特性と豊かな地域資源を最大限に活かし、今後とも自律し、持続的に発展できるまちづくりを目指してまいります。

「第二次下野市総合計画」の策定に当たり、大きく変動する時代の潮流や市民意識の変化等を踏まえつつ、市政の課題を着実に解決する施策を推進し、「市民が主役のまちづくり」を進め、市民の幸福感を高める計画とする必要があると考えております。

そこで、本計画の策定にあたり、これからの下野市のあり方や市政等に対して、貴審議会のご意見やご提言をお伺いいたします。

◆答 申

平成 27 年 11 月 5 日

下野市長 広 瀬 寿 雄 様

下野市総合計画審議会会長 中 村 祐 司

第二次下野市総合計画の策定について（答申）

平成 27 年 5 月 8 日付け下総政第 26 号をもって諮問のあった第二次下野市総合計画の策定について、下記の意見を附して、別添のとおり答申する。

合併後 10 年の節目を迎え、ここに第二次下野市総合計画（基本構想および前期基本計画）が策定されることとなった。

諮問書にあるように本格的な少子高齢社会・人口減少社会の到来や東京一極集中の加速によって、全国の地方自治体はその存続と持続的な発展のために、地域資源をいかに発掘・活用するかがますます問われている。

また、平成 27 年度において地方自治体は、国策に基づく大規模な地域活性化事業である地方創生戦略、いわゆる「人口ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における平成 27-31 年度（5 か年）の政策目標・施策の策定も迫られている。

地方自治体が直面するこうした時代的趨勢において、下野市における総合計画には、これまで以上に「市政の課題を着実に解決する施策」「市民が主役のまちづくり」「市民の幸福感を高める計画」（諮問書）に資することが求められる。

こうした中、当審議会は、10 年間の基本構想（平成 28-37 年度）、5 年間の前期基本計画（平成 28-32 年度）について、行政当局の作成する案に追認しお墨付きを与えるのではなく、委員一人ひとりがこれまで下野市において積み上げてきた地方自治の実践活動から得た知見に基づき、個々の知恵を集約する形で進められた。

たとえば、第二次総合計画の下野市の将来像「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市～人・自然・文化が織りなす 知恵と協働でつくる下野市～」に至るまでには、これからの下野市が直面するであろう重要な課題を提示し合い、前総合計画の将来像との違いや継続性を熟慮しつつ、一つ一つキーワードを抽出していった。

こうした審議会の丁寧な検討スタンスは、総合計画の大枠にとどまらず、施策大綱における分野別の 6 つの基本目標、20 の基本施策、基本施策を構成する 61 の施策、3 つの重点プロジェクトとそれに連なる 28 の重点的な取組、指標設定と目標値、市民満足度の目標値など、総合計画の中枠、小枠、さらには個々の表現や数値等にまで及んだ。

市民の意向を丁寧に吸い上げるという意味では、たとえば基本構想第 3 章第 2 節の中学生・高校生アンケート調査及び同第 3 節の子ども未来プロジェクトの提案、同第 4 節の市民懇談会の提案などは、他の地方自治体からも注目されるであろう貴重な実践である。

下野市が「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市」を実現できるかどうかは、各基本施策の事業達成にかかっており、特に自治基本条例の基本理念である市民との「協働のまちづくりのための取組」は重要であると考えます。

総合計画は行政がやるべきことを定めたある種の行政計画である。しかし、下野市を担うのは市の自治基本条例第 3 条の市民、市内に住む人、働く人、学ぶ人、事業者、議会（議員）、市（市長、執行機関）である。下野市における人々や組織・団体が、下野市の自然、歴史、文化、しくみといった地域資源を互いに協力し合いながら活用し、第二次総合計画を手掛かりに世代を超えた地域づくりをぜひ実現してほしい。

3 総合計画用語解説

あ行	
Iターン	都会生まれの人が、地方に移住すること。人の流れを地図に示すと一直線になることからアルファベットのIが使われる。
インターンシップ	学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。
SNS	Social Networking Service の略称で、Facebook や LINE などのインターネット上の交流を通じた社会的ネットワークサービスのこと。
か行	
かかりつけ医	患者さんの身近にあり、いつでも病気の相談を受け、そして丁寧に正確に病状を説明し、また必要ときにはふさわしい医療機関を紹介するなどの役割を担う医師。
核家族化	夫婦とその子どものみを基本的構成単位とする家族。
合併特例債	市町村の合併に伴い特に必要となる事業について、合併年度とこれに続く10か年度(平成18年度～平成27年度)に限り、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものにも充てることができる(充当率95%)のものであり、その元利償還金の70%について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入されるという地方債。
観光まちづくり ※89 ページ「一口メモ」	住民が自分たちの生活を楽しみ、来訪者との交流を通して、地域の持つ価値に気づき、地域を更に活性化させること。
環太平洋経済連携協定(TPP)	アジア太平洋地域において、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、更には知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定。
救急医療のコンビニ化 ※58 ページ「一口メモ」	軽症にもかかわらず、休日や夜間など時間外に安易に救急医療を利用することで、真に救急医療を必要とする重症・重篤な患者の対応に支障をきたす恐れがある。
グリムの館 ※76 ページ「一口メモ」	本市はドイツのディーツヘルツタール(旧シュタインブリュッケン)と旧石橋町において自治体名が同じとの縁で交流が始まり、この交流は県内でも古く平成27年度で40周年を迎えている。交流拠点であるグリムの館はドイツのレッチングゲン庁舎をイメージした建物で、館内にある300人収容の多目的ホールでは講演会やコンサートなど幅広い用途に利用されている。

下水道BCP <small>※95 ページ「一口メモ」</small>	下水道 Business Continuity Plan のことで、下水道施設が市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ策定した、下水道事業の業務継続計画である。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
広域連携軸	全国各地域の市町村などが、都道府県境を越えるなど広域にわたり連携することにより、軸上の連なりからなる地域連携のまとまりを形成し、全国土に展開するもの。
後期高齢者医療	高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者等を対象とした医療制度。
公共施設マネジメント <small>※99 ページ「一口メモ」</small>	過去に建設された公共施設の老朽化が一斉に進行している状況や人口減少による税収減による投資余力の低下、更に住民ニーズの変化等に対応するため、長期的な視点で施設のあるべき方向性を明らかにし、管理・運営を行うこと。
交通結節点	徒歩、自転車や自動車、バス、電車などの複数の交通手段が集まり、相互に乗り換えることができる場所。
こども発達支援センターこぼと園 <small>※64 ページ「一口メモ」</small>	未就学児で発達に心配のある児童を、グループ療育（運動あそび、感覚あそび、リズムあそび）や個別療育を通し、発達を支援していく施設。
子ども未来プロジェクト <small>※70 ページ「一口メモ」</small>	「いじめをしない・させない・見逃さない」などのスローガンを掲げた子どもたち自身による問題解決や、「小中合同会議」、「エコプロジェクト運動」など、子どもたちが主体的に協議、展開し、正しい判断・行動ができる子を育てる取り組み。
コミュニティビジネス	地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。
さ行	
自己有用感 <small>※70 ページ「一口メモ」</small>	自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であり、人のために役に立っているかということをも自分自身で認識すること。
自主防災組織 <small>※80 ページ「一口メモ」</small>	災害による被害を最小限に抑えるため、地域の皆さんが助け合い、自主的な防災活動を行うもの。一人ひとりが備えるという防災の基本と合わせることで、更に大きな効果を発揮するものとして期待されている。

自然動態	一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き(出生数-死亡数)。
指定管理者制度	住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていく制度。
シティセールス	都市が持つ様々な魅力を外向けにアピールすること。
しもつけ環境市民会議 ※82 ページ「一口メモ」	市民、環境活動団体、企業と行政をつなぐ組織で、地域で活動されている環境団体や個性など、それぞれの目的・ビジョンを持ち寄り、気づき学び合う中で、個々の活動では成し得ないことを実現する方法を考え、協働により実行することを目指す。
下野市自治基本条例 ※96 ページ「一口メモ」	自治の担い手である市民、議会及び市が進める自治の基本的な考え方や方向性を示すもので、市民が主役のまちづくりを推進することを基本理念とし、地方自治の本旨に基づくまちづくりを実現することを目的としている。
社会動態	一定期間における転入・転出に伴う人口の動き(転入数-転出数+その他増減)。
社会保障・税一体改革	社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すもの。
生涯学習 ※72 ページ「一口メモ」	人びとが生涯にわたって行う学習活動で、趣味等の学習に止まらず、生活や社会に関わる課題、職業訓練など、生きていくために必要なすべての学習のこと。
小中一貫教育 ※70 ページ「一口メモ」	小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、学力の向上や生徒指導上の諸問題(いわゆる中一ギャップ)に対応して接続を円滑化するために、小学校と中学校の教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な教育方式のこと。
スクールアシスタント	学校教育に係る、少人数指導等補助、学級等支援、特別支援学級補助、通級指導教室補助、英語教育に係る指導補助などを担う支援員。
スクールガードボランティア	あらかじめ各小学校に登録した地域住民が、学校内を巡回したり、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行ったりする学校安全ボランティア。
ストックマネジメント	施設の管理段階から、機能診断を踏まえた対策の検討・実施とその後の評価、モニタリングまでをデータベースに蓄積された様々なデータを活用しつつ進めることにより、リスク管理を行いつつ施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るための技術体系及び管理手法の総称。

スマートインターチェンジ ※93 ページ「一口メモ」	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリアなどから ETC（自動料金収受システム）搭載車両が乗り降りできるように設置されたもの。近年では観光地や商業施設の誘致を兼ねて全国的な整備の動きがある。
総合型地域スポーツクラブ ※74 ページ「一口メモ」	種目、年齢、レベルの多様性に応じ、誰もが行いたいスポーツを自由に選択でき、各種のイベントなどで様々な形で、いつでも、いつまでもスポーツに親しめるよう活動している組織。現在、市内には「グリムの里スポーツクラブ」、「NPO 法人夢くらぶ国分寺」、「NPO 法人元気ワイワイ南河内」と 3 つのクラブがあり、なかでも「グリムの里スポーツクラブ」は県内でも最初に立ち上げられたクラブで、地域の高い意識がうかがえる。
た行	
第 1 次産業	農林漁業のこと。
第 2 次産業	鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業のこと。
第 3 次産業	第 1 次産業、第 2 次産業以外の産業のこと。
多面的機能支払制度 ※84 ページ「一口メモ」	農業を支える共用の設備である水路、農道、ため池及び法面などを維持管理するため、地域の共同作業を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進するもの。
地域の福祉力 ※66 ページ「一口メモ」	地域の住民・団体・企業等が自主的な活動を通して、地域で連携し協働するもので、高齢化等による課題解決策の一つとされている。
地域ふれあいサロン	地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいをづくりを目的に、ごく身近な地域を拠点として、参加する人とボランティアとが一緒になって企画をし、内容を決め、住民主体で運営していく、楽しい仲間づくり、ふれあい交流の場。
地域包括ケアシステム ※62 ページ「一口メモ」	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる、地域の包括的な支援・サービス提供体制のことで、保険者が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて構築することが重要となってくる。
地籍調査	主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。
超高齢社会 ※62 ページ「一口メモ」	65 歳以上の高齢者が人口の 21%以上となった社会で、医療や介護がますます必要となってくる。
D V	Domestic Violence の略称で、夫婦・恋人・婚約者・元恋人・元夫婦などの親密な関係で、主に男性から女性に対して行使される暴力的言動のこと。

デマンドバス	正式には DRT (Demand Responsive Transport: 需要応答型交通システム) と呼ばれ、路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関である。事前予約により運行するという特徴があり、運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地 (OD) の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。
投資的経費	道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費。
都市計画マスタープラン	長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするもの。
都市公園	都市計画法により都市計画区域内に設置された公園で、下野市の都市公園は現在 56 か所 (81ha) となっている。また、住民 1 人当たりの都市公園の標準である 10 m ² を上回っており、良好な環境となっている。
な行	
認定こども園 ※60 ページ「一口メモ」	幼児教育と保育を一体的に実施する施設で、特に低年齢児の多様化する保育ニーズに対応した保育機能の整備が全国的に急務となっている。
は行	
パブリックコメント制度	政令や省令等を決めようとする際に、あらかじめその案を公表し、広く国民の皆様から意見、情報を募集する手続。
ビオトープ	池や水路などの水辺、樹林地などから構成され、植物が育成し、地域在来の昆虫や動物などの多様な生きものが生息・生育できる空間。
ファミリエ下野市民運動 ※70 ページ「一口メモ」	「当たり前のことを当たり前に行おう！」をスローガンに、学校・家庭・地域が一体となって、総ぐるみで子どもの健全な成長を図る下野市独自の市民教育運動。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、老人、心身障害者等を援助するために要する経費。
フリーアクセス	自由に受診医療機関を選べる制度。
ふるさと学習 ※70 ページ「一口メモ」	下野市の歴史、文化、地域について社会科や総合的な学習の時間等で学ぶことで、郷土への理解を深め、ふるさとを愛する心を育成する。

ま行	
まち・ひと・しごと創生法	少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
や行	
Uターン	故郷を離れた人が、再び故郷へ戻ってくること。人の流れを地図に示すとUの字を描くような移動のためUが使われる。
ら行	
ローリング方式	採択事業内容の見直しを毎年度行うこと。
6次産業化	農林漁業者による農林水産物及び副産物(バイオマス等)の生産及びその加工または販売を一体的に行う取組のこと。



名称:カンピくん

プロフィール:生産量日本一のかんぴょうの瓢(ふくべ)をモチーフとしたキャラクターで、道の駅しもつけのイメージキャラクターです。下野市観光大使として下野市と道の駅しもつけを全国的にアピールし、イメージアップに取り組んでいます。

本計画では一ロメモで登場しています。

【表紙写真等の解説】



- ① 下野市役所新庁舎をイメージした鳥瞰図
- ② 新4号国道沿の道の駅しもつけ
- ③ 天平の花まつり会場を走る坊ちゃん列車
- ④ 甲塚古墳で出土した機織形（はたおりがた）埴輪
- ⑤ 石橋納涼盆踊り
- ⑥ ゆうがのおの実（全国生産量1位のかんぴょうの材料）
- ⑦ 認定された下野ブランド（表示以外にも多数あります）
- ⑧ 天平の芋煮会の大鍋
- ⑨ 夏祭りの山車
- ⑩ グリムの森で開催されるイルミネーション
- ⑪ 下野薬師寺跡の復元回廊

ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市

～人・自然・文化が織りなす 知恵と協働でつくる下野市～

第二次下野市総合計画

平成28年3月

発行 栃木県下野市
[http : //www.city.shimotsuke.lg.jp/](http://www.city.shimotsuke.lg.jp/)
email : info@city.shimotsuke.lg.jp

編集 下野市総合政策部総合政策課
email : sougouseisaku@city.shimotsuke.lg.jp

総合計画とは、
下野市の将来のあるべき姿を描き、
長期的な視野に立って
施策の方向を定めるものです。

本計画は、
今後 10 年間に下野市で実施する
事業を示しています。



第二次下野市総合計画

栃木県 下野市